



令和8年度 鶴田町移住定住促進交付金

定住のための住宅（新築・建売・中古）を取得した世帯を対象に、移住定住促進交付金を交付します。
※建売住宅のうち、建築から1年未満（未使用）は新築扱い、1年経過後は中古扱いとなります。

区分		令和7年4月1日～令和8年3月31日取得	令和8年4月1日以降取得
基本額	新築	10万円	30万円
	中古	5万円	25万円
加算額	新築/中古 ※重複不可	五所川原圏域（五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・中泊町）以外からの転入世帯 5万円 ※住宅取得日現在、転入3年未満かつ、転入日直前の3年間で連続して2年以上、圏域外の市町村に居住していたものを含む世帯	五所川原圏域（五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・中泊町）以外からの転入世帯 10万円 ※住宅取得日現在、転入3年未満かつ、転入日直前の3年間で連続して2年以上、圏域外の市町村に居住していたものを含む世帯
		県外からの移住世帯 10万円 ※住宅取得日現在、県外に3年以上居住し、県内に移住後3年以内に転入した者を含む世帯	県外からの移住世帯 20万円 ※住宅取得日現在、県外に3年以上居住し、県内に移住後3年以内に転入した者を含む世帯
	新築/中古	子育て世帯 子ども・妊婦1人につき 2万円 ※住宅取得日現在、同居する中学生以下の子どもがいる世帯（出産予定を含む）	子育て世帯 子ども・妊婦1人につき 5万円 ※住宅取得日現在、同居する中学生以下の子どもがいる世帯（出産予定を含む）
	新築のみ	町内建築業者利用 5万円 ※町内に事業所を有する事業者を利用して新築（建売購入）した場合（元請に限る）	町内建築業者利用 10万円 ※町内に事業所を有する事業者を利用して新築（建売購入）した場合（元請に限る）

対象世帯

- 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に当町内で住宅を取得して住所を定め、5年以上定住する意思のある世帯
- 町内に他の住宅を所有していない世帯
- 合算した住宅の所有権持分が2分の1以上である世帯
- 町税等の滞納がない世帯
- 暴力団員等でない世帯
- 生活保護を受けていない世帯
- 過去に本交付金と同じ趣旨の補助金等の交付を受けていない世帯

申請期限

令和9年3月31日まで

※予算額に達し次第、受付終了となる場合があります。



対象住宅

- 玄関、台所、便所、浴室、居室を有する自己居住用の建物（延床面積が50㎡以上）
- 自己居住用部分が延床面積の2分の1以上（かつ50㎡以上）である併用住宅
- 土地代を除く取得費用が200万円以上の新築住宅または取得費用が100万円以上の中古住宅

対象とならない住宅

- 建替え、公共工事に伴う移転補償により取得した住宅
- 無償譲渡、贈与、相続等により取得した住宅
- 3親等（曾祖父母、曾孫、叔父叔母、甥姪）内の親族から購入した住宅
- 別荘など一時的に使用する住宅や賃貸、販売等の営利を目的とする住宅
- 建築基準法等に違反している住宅

【交付申請書に添付する書類】

- ①住民票謄本（続柄の記載されたもの）※1
- ②住宅の登記事項証明書の写し
- ③工事請負契約書の写し（売買契約書の写し）
- ④位置図及び平面図（間取り、面積、用途の確認できるもの）
- ⑤建築基準法による検査済証の写し
- ⑥住民票・町税納付状況確認承諾書（様式第2号）
- ⑦誓約書（様式第3号）



【加算額の申請に必要なもの】

- ⑧戸籍の附票※2（圏域外転入世帯加算または移住世帯加算のみ）
- ⑨住民票謄本※1又は母子健康手帳の写し（子育て世帯加算のみ）
- ⑩工事請負契約書の写し及び建設業（建築工事）の許可証の写し等※3（町内建築業者利用加算のみ）

※1 様式第2号の提出により提出省略可。

※2 本籍地が当町以外の場合は移住元自治体での住民票の除票（または戸籍の附票・除附票）が必要です。

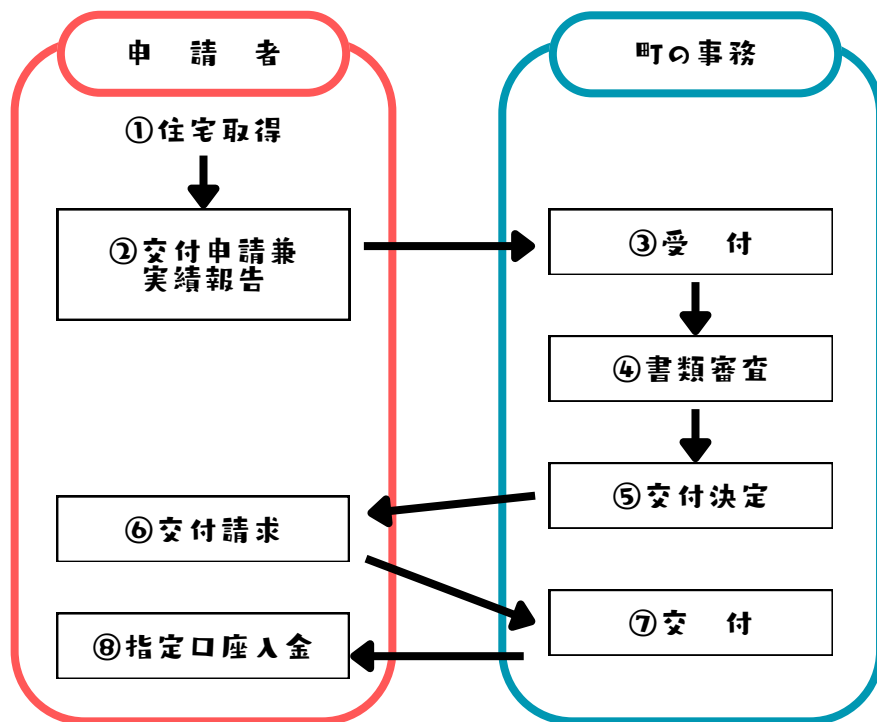
※3 町指名業者、1,500万円未満の工事または延床面積が150㎡未満の木造住宅工事は不要です。

様式第1号～第3号は町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.tsuruta.lg.jp/kurashi/kurashi-sumai//ijuushien.html>



■申請・交付の流れ



■注意事項■

次に該当する場合は、交付を取り消し、交付金を返還していただきます。

- ・5年以内に転出、住宅の滅失、貸与、売却、譲渡した場合（転勤、病気、災害等のやむを得ない事情による場合を除きます。）
- ・偽りや不正手段により交付決定を受けた場合
- ・その他町長がふさわしくないと認めた場合

■所得の扱い■

本交付金は、所得税法上「一時所得」として扱われます。一時所得には50万円の特別控除があり、一時所得の総収入が50万円を超える場合には、その超える部分の2分の1が課税対象となります。

本交付金は最大50万円以下ですので、**交付決定年の一時所得が他になければ、課税所得は0円となり税金はかかりません。**詳しくは税務署または町税務会計課にご確認の上、税申告してください。